

## 中小企業の労災対策

# 労働安全衛生マネジメントシステム



2011年以降、労働災害による死亡者数が増え続けており、企業は労災事故防止への更なる取り組みを求められています。

労災事故防止の有効な方策として、近年、国内外で「労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)」という新しい仕組みに注目が集まっています。そこで今号ではOSHMSの概要についてまとめ、さらに中央労働災害防止協会が行う関連サービス事業をご紹介します。

## 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の概要

### 1. 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)とは？

「労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS: **O**ccupational **S**afety & **H**ealth **M**anagement **S**ystem)」とは、事業者が労働者の協力の下に「計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Act)」という一連のプロセス(PDCAサイクル、図1)を定めて継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、労働災害の未然防止と労働者の健康増進、さらに快適な職場環境を形成し、事業場の安全衛生レベルの向上を図ることを目的とした仕組みです。

図1 厚生労働省指針に基づくOSHMSの流れ

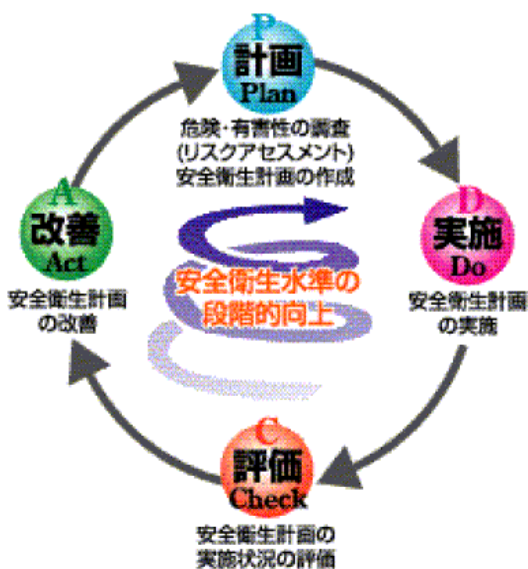
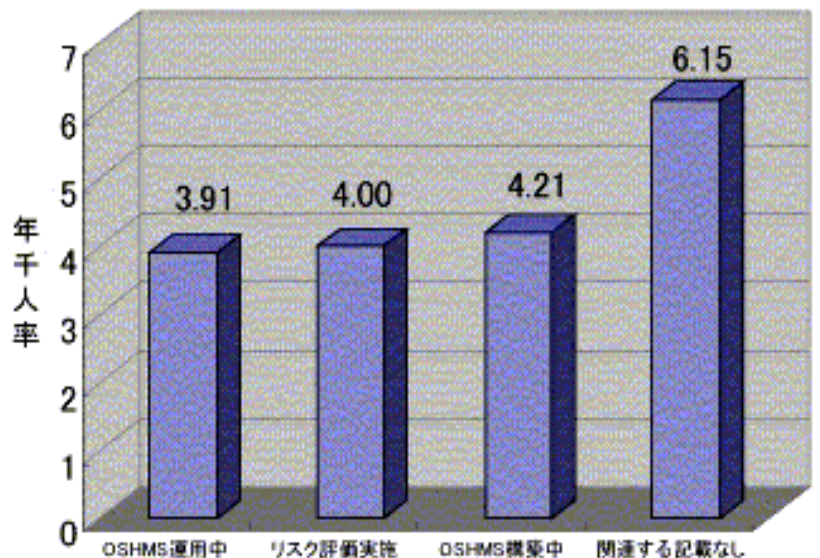


図2 OSHMSに関連する活動の有無による災害発生率の比較



出典: 厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステム～体系的継続的な先取り安全衛生管理の仕組み」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudokujun/anzensei14/>

出典: 中央労働災害防止協会Webサイト「OSHMS(労働安全衛生マネジメントシステム) リスクアセスメント、機械安全」掲載図  
<http://www.jsha.or.jp/oshms/about04.html>  
厚生労働省が2005年10月に実施した「平成17年労働安全衛生基本調査による

## 2. 労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) の特徴と効果

OSHMS には、これまでの安全衛生管理と異なる次のような特徴があります。

PDCA サイクル構造の自立的システム ( 事業場の安全衛生レベルの継続的改善が期待できます )

手順化、明文化および記載化 ( 安全衛生管理のノウハウが適切に継承されます )

危険性または有害性の調査およびその結果に基づく措置 ( リスクアセスメントの実施が OSHMS の中核です )

全社的な推進体制 ( 経営トップにより定期的にシステムが見直され、経営トップの指揮の下に全社的な安全衛生が推進されます )

OSHMS が導入・構築された企業は、PDCA サイクルが適切に実施されることで事業場の潜在的な危険・有害性が減少し、安全衛生レベルが段階的に向上し、労働災害の減少・予防が図られることとなります ( 図2 )。

## OSHMS のガイドライン

### 1. ILO (国際労働機関) の OSHMS ガイドライン

OSHMS を適切に導入・構築するための指針として、国際労働機関 (ILO) では「ILO-2001」というガイドラインを 2001 年 6 月に公表しています ( 厚生労働省・安全衛生情報センター「労働安全衛生マネジメントシステムに係わる ILO ガイドラインの要約」[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/oshms1a\\_5.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/oshms1a_5.html) )。このガイドラインは国際機関によって定められた OSHMS に関する唯一の国際的な基準となっています。

### 2. 国内における OSHMS ガイドラインの策定状況

日本国内では、厚生労働省が上記の ILO-2001 の主旨を踏まえたガイドライン「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を策定・公表しています (<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-58-1-0.htm>)。また、総務省消防庁・厚生労働省・経済産業省が合同で設置した「産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議」の中間取りまとめにおいても、OSHMS の導入・構築が関係業界団体および各企業に求められています (<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/horei/hor1-44/hor1-44-46-1-3.html>)。

こうした国内外の動きを受けて建設業や鉱業、陸運業など関係業界団体では、業種別等の OSHMS ガイドラインを策定・公表し、企業に OSHMS の導入・構築を求めています。

## 中央労働災害防止協会の関連事業のご紹介

中央労働災害防止協会が行う下記のサービス事業を利用することで、中小企業の経営者や管理職、労災担当者は、労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) について知識を習得したり、最新情報を入手したりできます。OSHMS の導入・構築に取り組まれる中小企業の経営者等の方には、ぜひ一度、下記の Web サイトにアクセスしてご覧になることをお勧めします。

**OSHMS の導入、構築のためのサービス** <http://www.jisha.or.jp/oshms/service.html>

中災防では、OSHMS に関する人材養成のため、各種研修を定期的に開催するほか、事業場からのご依頼やご要望によりお伺いして行う OSHMS に関する出張研修も実施しています。

また、OSHMS をこれから導入・構築されようとする事業場、すでに構築がある程度進んでいてこれから実施されようとしている事業場など、それぞれの段階で事業場のご要望に応じて、必要なアドバイスを行っています。

**OSHMS 資料室** <http://www.jisha.or.jp/oshms/reference/index.html>

中災防では、Web サイト上で厚生労働省の OSHMS ガイドライン「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」やそれに関する通達等の全文を紹介しているほか、厚生労働省が作成・公表している OSHMS に関するパンフレットなどの関連資料・教材、中災防が販売する OSHMS に関する教材 (書籍、ビデオ) についてご紹介しています。

**JISHA 方式適格 OSHMS 認定** <http://www.jisha.or.jp/oshms/certification/index.html>

中災防では「JISHA 方式適格 OSHMS 基準」を策定・公表しています。この基準は、事業場において OSHMS が厚生労働省指針に沿って適切に導入・構築され、労働安全衛生水準の段階的向上のために適切に運用されているかどうかを判断するためものです。

中災防ではこの基準に基づき、労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) の実施状況が JISHA 方式適格 OSHMS 基準に適合している事業場を中災防会長または中災防と契約を結んだ評価認定機関が認定する「JISHA 方式適格 OSHMS 認定」制度を運営しています。

次号 (2012 年 2 月発行予定) では、職場の労働衛生対策について解説します。